

改 正 案

現 行

		<p>（電子記録の訂正）</p> <p>第九条 電子債権記録機関は、発生記録に法第十六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項が記録されている場合において、その記録の内容に抵触する譲渡記録、保証記録、質権設定記録、分割記録又は記録機関変更記録がされているときは、電子記録の訂正をしなければならぬ。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあつては、当該第三者の承諾があるときに限る。</p> <p>2 （略）</p>	
		<p>別表（第一条関係）</p> <p>2 （略）</p>	
		<p>別表（第一条関係）</p> <p>2 （略）</p>	
	<p>十二 分割記録</p>	<p>一〇十一 （略）</p>	<p>項 電子記録</p> <p>電子記録の請求に必要な情報</p>
	<p>イ 原債権記録の記録番号</p> <p>ロ 電子記録債権の分割をする旨</p> <p>ハ 法第四十四条第一項第三号に掲げる事項</p>		
	<p>十二 分割記録</p>	<p>一〇十一 （略）</p>	<p>項 電子記録</p> <p>電子記録の請求に必要な情報</p>
	<p>イ 原債権記録の記録番号</p> <p>ロ 電子記録債権の分割をする旨</p> <p>ハ 法第四十四条第一項第三号に掲げる事項</p>		

十五	十四	十三	
強制執行等の 電子記録	信託の電子記 録	記録機 関変更 記録	
イ 当該強制執行等の電子記録がされ ることとなる債権記録の記録番号 ロ 第六条第一号から第四号までに掲 げる事項	イ 当該信託の電子記録がされること となる債権記録の記録番号 ロ 第二条第一号及び第二号に掲げる 事項	イ 変更前債権記録の記録番号 ロ 電子債権記録機関の変更をする旨 ハ 法第四十七条の三第四項第二号に 掲げる事項	ニ 法第四十五条第一項第二号から第 四号までに掲げる事項 ホ 法第四十六条第一項第三号及び第 四号に掲げる事項 ヘ 法第四十七条各号に掲げる場合に あつては、ハからホまでの規定にか かわらず、これらの規定の例に準じ て主務省令で定める事項

十四	十三	(新設)	
強制執行等の 電子記録	信託の電子記 録		
イ 当該強制執行等の電子記録がされ ることとなる債権記録の記録番号 ロ 第六条第一号から第四号までに掲 げる事項	イ 当該信託の電子記録がされること となる債権記録の記録番号 ロ 第二条第一号及び第二号に掲げる 事項		ニ 法第四十五条第一項第二号から第 四号までに掲げる事項 ホ 法第四十六条第一項第三号及び第 四号に掲げる事項 ヘ 法第四十七条各号に掲げる場合に あつては、ハからホまでの規定にか かわらず、これらの規定の例に準じ て主務省令で定める事項

